

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年11月2日(月)
会議時間 11時25分開会 11時37分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 中島里司、奥秋康子、高橋政悦
議 長 : 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長 : 田本尚彦、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 期末手当について
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：これより議会運営委員会を開会する。どうぞ、よろしく願います。
皆さんに配付の式次第に基づいて進めていきたい。今回の議件は、期末手当についてとその他についてである。

（1）期末手当について

委員長：期末手当についての議題に入る。期末手当については、人事院勧告がボーナス0.05か月の減で出ている。本日はその件についてであるが詳細について事務局より説明をお願いします。

事務局長（田本尚彦）：私のほうから別添資料の概要について説明をさせていただく。10月7日に人事院から発表された給与勧告の骨子ということで、先ほど、委員長から説明があったが、今年度の給与勧告のポイントとして、別紙資料の上段のほうを確認いただきたいが、ボーナスの支給月数の引き下げの勧告があった。この部分については、別紙資料の中段以降のほうに書いてある。ボーナスの改定の内容と考え方であるが、民間の支給割合との均衡を図るための引き下げということで、現行4.50か月分を4.45か月分へ改正、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映をするというものである。一般職員の場合の支給月数ということで記載されているが、令和2年度分については、6月期の分については既に支給済みということで、12月期の分について支給月数の削減を行い4.50か月分を4.45か月分にするということ。なお、令和3年度については、一般職について6月期と12月期は同率にしていくという内容の勧告が出されている。もう1枚の資料をご覧いただきたい。清水町議会の対応についてのこれまでの確認の状況である。議会活性化特別委員会調査報告において、平成30年12月4日に出された報告の一部抜粋であるが、こちらの中の議員報酬に係る部分について、議員報酬と関連する議員期末手当については、平成17年度から年間支給月数が4.45か月としており、人事院勧告に準じた支給月数と当時は相違していたため、今後の支給月数についても協議し、根拠のある支給月数にする必要があることから、以前のように人事院勧告に準じた支給月数に改めることになった。平成30年度の人事院勧告においては、年間支給月数が4.40か月から4.45か月に引き上げの勧告があったが、現行の支給月数であったため条例の改正は必要ないこととした。一時期、議員期末手当の支給月数4.45か月よりも職員の支給月数が低い時期もあったが、その後、平成30年度においては4.45か月で並び、更に令和元年度に改正があり、4.50か月の現行の制度となっている。その部分につ

いては、下段の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（令和元年12月11日施行）の内容をご覧いただきたいが、期末手当については、6月1日、12月1日のそれぞれを基準しており、6月の支給において100分の140、12月の支給においては100分の310ということで、合計で100分の450、4.50か月分が現行の制度となっている。これについて、今回の勧告を受けて、この支給月数をどう取り扱うかというところ、それと、実際に改正を行う場合の6月期、12月期の取り扱いについて、どういう割り振りで進めていくのかというところの確認をまずお願いするところとなる。以上、説明をさせていただく。

委員長：今、事務局長より説明をいただいた。2点あるということで、まず、一般職への人事院勧告に伴って0.05か月引き下げるという部分と、その後、議員に関しては、どのような取り扱いをしていくかという部分も確認していきたい。皆様から質疑等があれば、まず、一般職員の0.05か月を引き下げるという部分については、人事院勧告に準じて行うことについて皆様のご意見をいただきたい。

（なしの声あり）

委員長：議員の期末手当についても人事院勧告に基づき、0.05か月分を引き下げる方向でよろしいか。

（はいの声あり）

委員長：議員の期末手当の減については、今月予定されている臨時議会で提案される予定であるので、ご理解いただきたい。

支給月数の振り分けであるが、参考として平成30年度までの支給月数については6月支給100分の140、12月支給100分の305の振り分けになっている。これと同じ振り分けにしてよいかどうか、意見等があればお伺いしたい。

（なしの声あり）

委員長：議員の期末手当の振り分けについては、平成30年度までの支給月数と同じようにさせていただくことに決定したい。こちらの条例改正については、職員給与の条例改正に合わせて進めさせていただき、11月27日に開催が予定されている臨時議会において議案が提案されるのでよろしく願います。また、議員の期末手当の件については、のちに開催される全員協議会で説明させていただきたいと思うので、よろしく願います。

（2）その他

委員長：その他について、皆様のお手元に配付しているが、先般開催された清水町議会・清水高校模擬議会の会議録という形で、これまでの報告を事務局にまとめていただ

いた。一旦、目を通していただき、このように行われたということでご理解願う。模擬議会の際に議事録署名人に指名した高校生からまだ署名をもらっていないのでまだ完成形ではないが、議事録の完了をもって事業終了としたいが、今の経過報告としてご理解いただければと思う。もし何かあれば委員長若しくは事務局へ申し出ていただければと思うのでよろしくお願ひしたい。もし、追加したい内容等があれば皆さんからご意見を賜りたいと思う。

(なしの声あり)

委員長：最終的に議事録署名人から署名をもらって、これを高校に提供、更にはホームページへ掲載する方向で調整したいと思う。よろしいか。

(はいの声あり)

委員長：あと、皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：以上をもって、議会運営委員会を閉じさせていただく。本日はありがとうございました。

【閉会 11:37】